

令和7年度第2回 東京都在宅介護・医療協働推進部会 次第

令和8年2月9日（月曜日）

18時から19時30分まで

1 開 会

2 委員紹介

3 報 告

（1） 令和7年度訪問看護推進総合事業の取組状況及び令和8年度予算案について

（2） 令和8年度在宅療養推進に向けた都の取組（案）

4 閉 会

【配布資料】

資料1 東京都在宅介護・医療協働推進部会委員名簿

資料2 東京都在宅療養普及事業実施要綱

資料3 東京都在宅療養推進会議の運営に係る細目

資料4 令和7年度訪問看護推進総合事業の取組状況及び令和8年度予算案について

資料5 令和8年度在宅療養の推進について（医療政策部）

参考資料1 令和7年度第1回東京都訪問看護推進部会主なご意見（まとめ）

参考資料2 教育ステーション事業実績まとめ

参考資料3 管理者研修（基礎・経営コース）募集要領

3-2 管理者研修（育成定着コース）募集要領

3-3 管理者研修（看多機コース）募集要領

参考資料4 令和7年度訪問看護人材確保事業チラシ

参考資料5 R7訪問看護等の現状について

参考資料6 ST・看多機・小多機事業所数

参考資料7 居宅サービス事業所等の指定

氏名	所属
相田 里香	特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会 理事長
秋山 正子	株式会社ケアーズ 白十字訪問看護ステーション 統括所長
岡本 有子	東京都立大学東京健康福祉学部看護学科 准教授
葛原 千恵子	国立市地域包括ケア・健康づくり推進担当部長
篠原 かおる	一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会 会長
白井 淳子	新宿区健康部参事（地域医療・歯科保健担当）
鈴木 央	鈴木内科医院 院長
田尻 久美子	株式会社カラーズ代表取締役 介護福祉士・介護支援専門員・保育士
野月 千春	公益社団法人東京都看護協会 専務理事
平原 優美	公益財団法人日本訪問看護財団立 あすか山訪問看護ステーション 統括所長
◎山田 雅子	聖路加国際大学大学院看護学研究科 教授

※◎：部会長、敬称略、五十音順

【幹事】

道傳 潔	東京都保健医療局医療政策部地域医療担当課長
谷山 倫子	東京都保健医療局医療政策部医療人材課長
向山 倫子	東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課長
佐々木 慎吾	東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課長

【オブザーバー（東京都在宅療養推進会議 会長）】

新田 國夫	医療法人社団つくし会 理事長
-------	----------------

東京都在宅療養普及事業実施要綱

	平成 22 年 6 月 16 日付	22 福保医政第 95 号
改正	平成 22 年 12 月 28 日付	22 福保医政第 1735 号
改正	平成 27 年 3 月 16 日付	26 福保医政第 1863 号
改正	令和 5 年 6 月 30 日付	5 福保医政第 646 号

第 1 目 的

本事業は、急速な高齢化の進展や都民のニーズ、医療制度の変化に対応し、限られた医療資源を有効に活用しながら、都民が身近な場所で安心して適切に在宅療養を受けることができる仕組みの構築を検討することにより、都内全域で地域の実情に応じた在宅療養の推進を図ることを目的とする。

第 2 事業内容

- 1 東京都在宅療養推進会議の設置
- 2 在宅療養の推進について全都的な取組が必要な事業

第 3 東京都在宅療養推進会議の設置

- 1 目的
地域における在宅療養に関する行政、関係機関・団体及び都民等の役割分担を明らかにして連携を強化し、もって在宅療養の推進を図るため、東京都在宅療養推進会議を設置する。
- 2 協議内容
次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 都と区市町村、医療・介護関係者、団体及び都民等の役割分担や連携に関する事項
 - (2) 地域における先駆的な取組等についての検証及び区市町村の主体的な取組を促進するための方策に関する事項
 - (3) 都民及び医療従事者に対する在宅療養に係る普及啓発に関する事項
 - (4) その他、在宅療養の推進について全都的な取組が必要な事項
- 3 委員の構成
在宅療養に係る専門家、学識経験者、東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、東京都看護協会、区市町村職員、東京都職員、その他保健医療局長が必要と認める者から構成し、保健医療局長が委嘱又は任命する。
- 4 その他
東京都在宅療養推進会議の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

東京都在宅療養推進会議の運営に係る細目

	平成 22 年 6 月 16 日付	22 福保医政第 95 号
改正	平成 22 年 12 月 28 日付	22 福保医政第 1735 号
改正	平成 27 年 3 月 16 日付	26 福保医政第 1863 号
改正	令和 5 年 6 月 30 日付	5 福保医政第 646 号
改正	令和 7 年 3 月 11 日付	6 保医医政第 1757 号

第 1 目的

この細目は、東京都在宅療養普及事業実施要綱（平成 22 年 6 月 16 日付 22 福保医政第 95 号。以下「要綱」という。）に基づき設置する東京都在宅療養推進会議（以下「推進会議」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 委員の任期

委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 会長

1 推進会議には会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

なお、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が委員のうちから指名する者が代理する。

第 4 部会

1 推進会議には、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。

2 部会は、推進会議の委員のうちから会長が指名する者又は会長が指名する者のうちから東京都保健医療局長若しくは東京都福祉局長（以下「局長」という。）が別に委嘱若しくは任命する委員をもって構成する。

3 前項の部会のみ属する委員の任期は、第 2 に準ずるものとする。

第 5 部会長

1 部会には部会長を置く。

2 部会長は、会長の指名により選任する。

3 部会長は、部会を統括する。

第 6 招集等

1 推進会議及び部会は会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて推進会議及び部会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第 7 幹事

1 推進会議における検討の充実及び効率化を図るため、委員のほかに幹事を設置する。

2 幹事は、局長が任命する。

3 幹事は、委員会及び専門部会に出席し、検討に必要な情報を提供する。

第8 会議の公開等

- 1 会議並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。
- 2 会議又は会議録等を公開するときは、委員の発議により出席委員の過半数で議決した場合に限り、必要な条件を付すことができる。

第9 庶務

推進会議及び部会の庶務は、保健医療局医療政策部医療政策課及び福祉局高齢者施策推進部在宅支援課において処理する。

第10 委員への謝礼の支払

推進会議及び部会に出席した委員及び第6の(2)に掲げる者の推進会議及び部会への出席に対して謝礼を支払うこととする。

なお、月の初日から末日までに開催した推進会議及び部会への出席に対する謝礼の総額を翌月までに支払うものとする。

附 則

この細目は、平成22年6月16日から施行する。

附 則

この細目は、平成22年12月28日から施行する。

附 則

この細目は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この細目は、令和7年3月11日から施行する。

1. 地域における教育ステーション事業【拡充】
2. 訪問看護ステーション協働育成支援事業【新規】
3. 訪問看護人材確保事業
4. 管理者・指導者育成事業
5. 認定訪問看護師資格取得支援事業
6. 訪問看護ステーション代替職員（産休等）確保支援事業
7. 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業
8. 新任訪問看護師育成支援事業【拡充】
9. 在宅介護・医療協働推進部会
10. いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業【終了】
11. 看護小規模多機能型居宅介護管理者・区市町村担当者合同連絡会
12. 訪問系介護サービス暑さ対策緊急支援事業
13. 介護現場におけるカスタマーハラスメント対策強化事業

令和8年度 在宅介護と医療の協働推進に向けた訪問看護推進総合事業

資料 4

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域における介護・医療の関係機関が協働して在宅介護・医療を一体的に提供することが必要
- 医療的ケアが必要な要介護高齢者等の増加に伴い、今後も訪問看護の重要性は高まっていくため、安定的なサービスの提供を促進することが必要

施策の方向性

- 訪問看護ステーションの安定的な運営のため、訪問看護人材の確保・育成・定着の支援
- 総合事業の中心的な取組である教育ステーション事業について、より身近な地域でステーション体験等が行えるよう引き続き指定数を増やす
- 在宅療養を一層推進するため、訪問看護ステーションの機能強化・多機能化を支援

令和8年度の取組

【R8 要求額/規模(カッコ内) : R7 予算額/規模】

1 訪問看護人材確保育成事業

(1) 訪問看護人材確保事業【4,347千円/1回(4,347千円/1回)】

看護職等に訪問看護の重要性や魅力をPRするための講演会等の実施

(2) 地域における教育ステーション事業

【51,047千円/26箇所(47,711千円/22箇所)】

育成支援できる訪問看護ステーションを「教育ステーション」として指定し、訪問看護ステーション体験・研修（同行訪問等）や勉強会等を通して、地域の訪問看護人材の育成支援や地域連携強化の取組を実施

**【拡充】より身近な地域で取組を実施できるように指定数を引き続き増やしていく
複数の事業所による協働実施も認める**

(3) 認定訪問看護師資格取得支援事業【19,451千円(9,052千円)】

訪問看護ステーション看護師の認定看護師（訪問看護、皮膚・排泄ケア、認知症看護、緩和ケア）資格取得及び特定行為研修の受講に係る経費を補助

(4) 管理者・指導者育成事業

【12,623千円/382人(13,053千円/406人)】

訪問看護ステーションの管理者・指導者向け研修及び看多機管理者・参入希望者向け研修を実施し、管理者育成と管理者同士のネットワークの構築を支援

(5) 在宅介護・医療協働推進部会【495千円(490千円)】

東京都在宅療養推進会議の部会として、一体的な在宅療養の推進を検討

2【新規】訪問看護ステーション協働育成支援事業【5,745千円/12箇所】

訪問看護人材の確保・定着・育成に向けて、2事業所以上の訪問看護ステーションが協働して実施する同行訪問等の職員育成等の取組を支援

3 訪問看護ステーション代替職員（産休等）確保支援事業

【38,931千円(20,988千円)】

常勤の看護職員が産休・育休・介休等を取得する際の代替職員の確保に要する経費を助成することで、訪問看護師の勤務環境の向上や定着推進を図る

4 新任訪問看護師育成支援事業【5,664千円/10人(7,032千円/10人)】

管理者等が都の定める研修（※）を修了し、訪問看護未経験の看護職の雇用・育成を行う訪問看護ステーションに対し、育成に要する経費を補助

（※）管理者・指導者育成事業における「育成定着推進コース」

【拡充】人員要件から新任職員を除外、潜在看護師の補助期間等拡大

5 訪問看護ステーション等事務職員雇用支援事業

【51,600千円/41事業所(49,100千円/47事業所)】

事務職員未配置の訪問看護ステーション等が新たに事務職員を雇用する場合の経費を助成

6 いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業

【終了(81,680千円)】

「在宅療養支援のためのシミュレーション教育プログラム(仮)」を策定し、訪問看護人材の育成を支援

7 看護小規模多機能型居宅介護に係る連絡会

区市町村の看多機への理解促進及び看多機事業所同士の情報共有のための連絡会を実施し、看多機の安定的な運営を図る

総合事業総額：令和8年度 189,903千円 令和7年度 233,453千円

1. 地域における教育ステーション事業

育成支援できる訪問看護ステーションを「教育ステーション」として指定し、地域の訪問看護人材の育成支援や地域連携強化の取組を実施

- R7年度実績（予算：47,711千円）
 - ・ 指定教育ステーション：**22か所（R7年度に4か所新規指定）**
 - ・ 取組実績（4月～11月）

■ステーション体験・研修の受入

	人数	日数
他ST勤務者	34人	72.5日
医療機関等	136人	178.5日
離職者	17人	46.0日
その他	8人	32.0日
合計	195人	329.0日

※その他…介護施設、保育園、大学教授等

■勉強会

73回／2,224人

■医療機関との相互研修

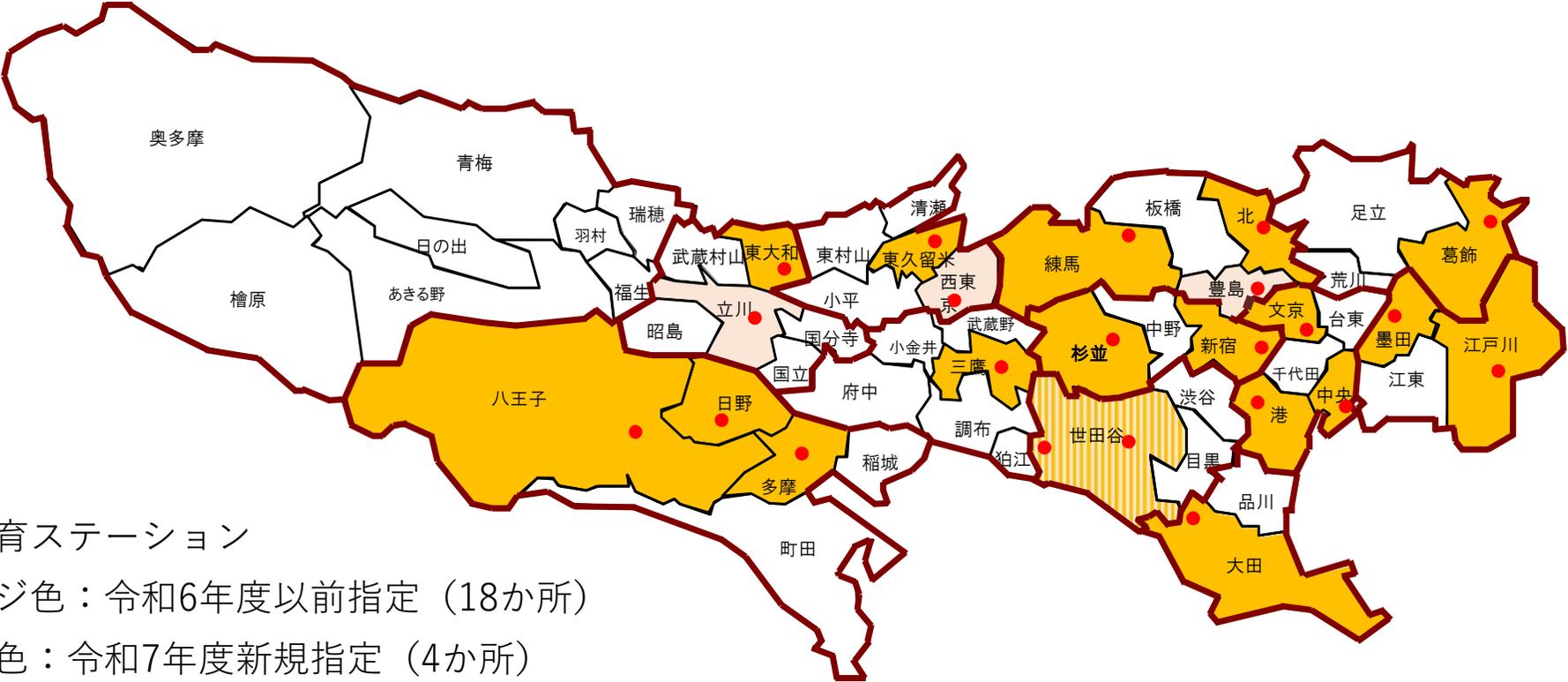
8医療機関／38人

■その他の取組

- ・ 地域のステーションからの相談対応など

- R8年度（予算：51,047千円）
 - ・ 4か所程度を新規に指定予定（計26か所）※原則として空白地域に設置
 - ・ **複数の事業所による協働実施も認める**

教育ステーションの配置状況 22か所



- : 教育ステーション
- オレンジ色 : 令和6年度以前指定 (18か所)
- ピンク色 : 令和7年度新規指定 (4か所)

東京ひかりナースステーション	中央区	河北訪問看護・リハビリステーション阿佐ヶ谷	杉並区	訪問看護ステーション卵	立川市
LCC訪問看護ステーション	港区	セコムとしま訪問看護ステーション	豊島区	野村訪問看護ステーション	三鷹市
白十字訪問看護ステーション	新宿区	あすか山訪問看護ステーション	北区	ラピオナースステーション	日野市
訪問看護ステーションけせら	文京区	東京都看護協会立城北看護ステーション	練馬区	訪問看護ステーション・青い空	東大和市
訪問看護ステーションみけ	墨田区	訪問看護ステーションはーと	葛飾区	東久留米白十字訪問看護ステーション	東久留米市
田園調布医師会立訪問看護ステーション	大田区	船堀ホームナースにじ	江戸川区	あい訪問看護ステーション	多摩市
訪問看護ステーションけやき	世田谷区	訪問看護ステーションとんぼ	八王子市	陽だまり 訪問看護ステーション	西東京市
ソフィアメディ訪問看護ステーション成城	世田谷区				

2 【新規】訪問看護ステーション協働育成支援事業

R8 予算要求額：5,745千万円

現状・課題

- ✓ 訪問看護ステーション数は増加する一方、中小規模の事業所が多く、**中小規模事業所では、質の向上や職員定着のための人材育成の強化が課題**
- ✓ 訪問看護のニーズが多様化・複雑化により**分野横断的な質の向上が必要**
- ✓ 地域で人材確保・育成・定着を担う教育ステーションについて、地域の状況により**教育ステーションを担うことができる事業所の育成や、教育ステーションを代替・補完する体制が必要**

令和8年度の事業概要

都内の訪問看護ステーション2事業所以上が協働して看護職員の育成等を行う取組みを支援することで、質の向上や、教育ステーションの候補となる事業所の育成、事業所の規模拡大等を目指す

【補助対象】

看護師の育成等を協働実施をした事業所のグループに補助

※ 協働する事業所には看護職員常勤換算7人未満の事業所を必ず1つは含める、同法人のみの協働は不可

【事業内容】

○ 必須事業：同行訪問、合同研修会、連絡会

○ 任意事業：合同採用説明会、地域に向けた講演会等

◆ 補助対象経費：報償費、人件費、印刷費、保険料加入費、消耗品費等

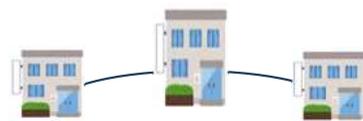
◆ 補助率：10/10

◆ 補助基準額：1,800千円

◆ 令和8年度実施予定数：5グループ

【実施イメージ】

中小事業所が協働して同行訪問や勉強会等実施

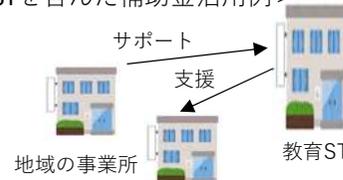


地域の事業所



- ・協力や役割分担により、少ない負担で育成等を実施
- ・将来的に教育ステーションの協働実施等に繋げる

<教育STを含んだ補助金活用例>



- ・地域における教育ステーションを中心とした連携体制構築
- ・教育ステーションの機能を補完し、ニーズの多様化・複雑化に対応

3 訪問看護人材確保事業

看護職等に訪問看護の実際や重要性、魅力をPRし人材の供給を促すための講演会やシンポジウム等を開催

- 令和7年度実績（予算：4,347千円）

講演会「**その人らしい生き方を支える 訪問看護の魅力**」 日時 令和7年12月6日（土曜日）

参加人数 113人（欠席者にはアーカイブ配信）（看護職、医療職、介護福祉職、看護学生等）

≪開催内容≫

- ・シンポジウム

- 1.訪問看護に期待すること 東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課長 佐々木慎吾
- 2.訪問看護の基本となるもの 田園調布医師会立訪問看護ステーション 田中千賀子氏
- 3.さまざまな訪問看護の形 ラピオナーズステーション 山口典代氏
- 4.訪問看護師を育てるとのこと ボンズシップ訪問看護ステーション 黒木康平氏
- 5.訪問看護を始めて気づいたこと 東京ひかりナースステーション 池口奈央氏

- ・ミニ相談会

シンポジスト4名、東京都教育ステーション3か所

- 令和8年度（予算：4,347千円）

講演会1回開催予定

4 管理者・指導者育成事業

訪問看護ステーションの管理者・指導者向け研修及び看多機管理者・参入希望者向け研修を実施し、管理者育成と管理者同士のネットワークの構築を支援

- 令和7年度実績（予算：13,053千円／406人）
 - 基礎実務コース、経営安定コース 修了者**157人**/予算規模220人
 - 育成定着推進コース 修了者**58人**/予算規模144人
 - 看多機実務研修（1日×3か所） 修了者**30人**

<実施方法>

- ・基礎実務、経営安定、育成定着推進：
講義部分は動画視聴、グループディスカッションは集合形式により実施
 - ・看多機実務研修については3か所の看多機を実際に見学
- 令和8年度（予算：8,126千円／382人）
 - ・上記コースにより実施予定
 - ・各コースの定員については今後の研修運営員会等において検討

5 認定訪問看護師資格取得支援事業

訪問看護ステーション看護師の認定看護師資格取得及び特定行為研修の受講に係る経費を補助

対象分野：訪問看護、皮膚・排泄ケア、認知症看護、緩和ケア（認定）
共通科目、在宅療養にかかる科目（特定）

- 令和7年度実績（予算：9,052千円／19事業所）
認定 19事業所 **特定 11事業所**（12月末申請数）

（内訳）【認定】

- ・令和7年資格取得者 5事業所（5名）
- ・令和8年資格取得予定者 11事業所（11名）
- ・令和9年資格取得予定者 3事業所（3名）

【特定】

11事業所（12名）

※認定分野別件数：訪問看護（14名）、皮膚・排泄ケア（1名）、認知症看護（3名）、緩和ケア（1名）

- 令和8年度（予算：19,451千円／32事業所）

6 訪問看護ステーション代替職員（産休等）確保支援事業

看護職の産休・育休・介休取得時の代替職員雇用経費を補助

- 令和7年度実績（予算：20,988千円／14人）
20人（12月末申請数）
- 令和8年度（予算：38,931千円／23人）

7 訪問看護ステーション等事務職員雇用支援事業

事務職員未配置の訪問看護ステーションが、新たに事務職員を雇用する場合の経費を補助

- 令和7年度実績（予算：49,100千円／47事業所）
26事業所（12月末申請数）
- 令和8年度（予算：51,600千円／41事業所）

8 新任訪問看護師育成支援事業

管理者等が都の定める研修を修了し、訪問看護未経験の看護職の雇用・育成を行う訪問看護ステーションに対し、育成に要する経費を補助

- 令和7年度実績（予算：7,032千円／10人）
12人（うち、新卒1人）（12月末申請数）
- 令和8年度（予算：5,664千円／10人）
 - ・退職して3年以上経っている**潜在看護師**は**補助期間等を拡充**
給与費補助の期間 新任2か月、潜在4か月、新卒6か月
外部研修受講費上限額 新任5万円、潜在・新卒10万円
 - ・補助要件「常勤換算7人未満（新卒採用は人員要件なし）」を
「常勤換算7人未満（新卒・潜在採用は人員要件なし）、ただし**新任は職員数から除く**」に**緩和**

9 在宅介護・医療協働推進部会

東京都在宅療養推進会議の部会として、一体的に在宅療養の推進を検討

- 令和7年度実績 開催：7月（オンライン）、2月（ハイブリッド）

10 いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業【事業終了】

在宅療養支援のためのシミュレーション教育プログラムを策定し、訪問看護人材の育成を支援（令和4年度の大学研究者による事業提案制度採択事業）

- 令和7年度実績（予算：81,680千円）
 - **26回実施 延べ129人参加**（5～12月）
 - 研修テーマ：5～7月「脳血管系」9～11月「終末期」11～12月「循環器」1月～2月「呼吸器」2月「終末期」3月「ポータブルエコー」「フィジカルアセスメント」予定
 - 今後研修のマニュアルを作成し、東京都訪問看護ステーション協会や教育ステーション等に共有予定

11 看護小規模多機能型居宅介護管理者・区市町村担当者合同連絡会

看多機の理解を深め、運営ノウハウ等の情報共有とともに、関係者同士のネットワーク構築を目的として開催

- 令和7年度実績
令和8年1月19日開催（ハイブリッド） **参加人数52人（24事業所、19区市町村）**

12 訪問系介護サービス暑さ対策緊急支援事業

記録的な猛暑が続く中、自転車などで高齢者宅を移動し、サービスを提供する訪問系介護サービスに従事している職員の暑さ対策グッズ等の購入経費を補助し、職場環境の改善を図る

- 令和7年度実績（予算：175,500千円）
3,782事業所（12月末申請数）

13 介護現場におけるカスタマーハラスメント対策強化事業

介護事業者に対するカスタマーハラスメント対策説明会の実施や、介護職員向けの総合相談窓口の設置等を行うとともに、介護職員の安全を確保するため、利用者宅に複数人で訪問する場合の経費やセキュリティ確保に必要な防犯機器の初度整備に係る経費の支援等により、介護現場におけるカスタマーハラスメント対策を推進

- 令和7年度実績（予算：119,141千円）
 - ・相談窓口受付 210件
 - ・区市町村補助 1区市町村
 - ・ヘルパー補助者同行支援補助 2事業所
 - ・防犯機器等導入支援 248事業所
- ※全て12月末申請数

令和8年度 介護現場におけるカスタマーハラスメント対策強化事業

資料 4

介護現場におけるカスタマーハラスメント対策を推進するため、総合相談窓口の設置や、介護事業者に対するカスタマーハラスメント対策説明会等を実施するとともに、介護職員の安全を確保するため、利用者宅に複数人で訪問する場合の経費の支援や、相談窓口を設置する区市町村への支援を実施

【R8予算額(案)】119,141千円

総合相談窓口

○ 総合相談窓口の運営

- ・事業所の管理者・職員問わずカスハラに関する相談をワンストップで受付
- ・カスタマーハラスメント対策に詳しい相談員が対応
- ・必要に応じて、各種メニューの案内、区市町村や国等の窓口の紹介を実施
- ・また、法的な対応が必要であると判断される場合は、弁護士による法律相談を案内

＜弁護士による法律相談＞

- ・相談内容の整理や法的措置の流れに関する情報提供等を実施
- ・相談方法：メール・オンライン面談等

【相談窓口について】

- ・窓口名称：東京都介護・障害福祉サービス等職員カスタマー・ハラスメント総合相談窓口
※障害福祉サービスの職員向け窓口と一体的に運営
- ・受付時間：月曜日から金曜日 午前9時から午後5時30分まで
※祝日及び12月29日から1月3日までは除く。
- ・対象者：都内介護施設等に勤務する職員・管理者
- ・相談内容：利用者やその家族等からの暴力行為や迷惑行為、利用者やその家族等からの言葉による暴力 等
- ・相談方法：電話またはEメール（匿名可・無料）
※相談受付は令和8年4月中旬から開始予定

普及啓発・周知

○ 普及啓発・窓口周知の実施

- ・事業者や職員に向けた窓口周知チラシの作成・配布
- ・事業者や利用者に向けた、普及啓発・周知用のリーフレットの作成・配布

○ カスハラ対策セミナー（旧ハラスメント対策説明会）

- ・介護事業所の管理者等に対し、利用者・家族からのカスハラ対策に関するセミナーを実施

区市町村体制強化支援

○ 区市町村相談窓口設置支援

- ・区市町村がカスハラ相談窓口を設置する際の経費等を補助

○ 区市町村カスハラ対策連絡会

- ・カスハラ対策についての講演、区市町村における好事例の共有 等

訪問系事業所への財政支援

○ ヘルパー補助者同行支援

- ・介護事業所がヘルパー補助者に支払う謝金に対する補助金
【補助上限額】1時間あたり1,700円 【補助率】3 / 4

○ 防犯機器等導入支援

- ・セキュリティ確保に必要な防犯機器の初期費用に対する補助金
【補助上限額】1事業所あたり10万円 【補助率】1 / 2

介護・障害福祉サービス等事業所における育業・介護休業等両立支援事業

資料 4

R 8 予算額：2 億円

事業概要

介護・障害福祉事業所等の職員が、育業や介護休業、育児等短時間勤務を取得した際、休業等職員の業務を代替する職員の雇用や、周囲の職員に業務代替手当を支給するなど、安心して就業できる環境づくりに要する経費を補助

※ 両立支援等助成金（国事業）に上乗せ

対象施設

- ✓ 介護・障害福祉サービス等事業所（中小法人に限る）

対象者

- ✓ 直接利用者の支援にあたる職員等

対象経費等

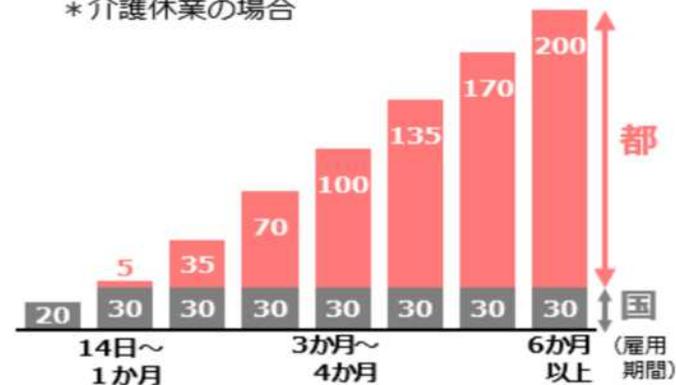
- ✓ 代替職員の雇用または業務代替手当の支給
 - ・ 代替確保期間に応じて補助基準額を設定
 - ・ 補助基準額から国支給額を差し引いた額を支給
 - ・ 国事業の申請に向けた伴走支援も併せて実施
 - ✓ 代替職員の雇用にかかった求人広告費（加算①）
 - ✓ 働きやすい職場環境づくりに要する経費（加算②※）
 - ・ 本補助金申請等に係る社労士への相談経費
 - ・ 社員向け研修 ・ 相談窓口の設置 など
- ※ 「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言」を行うことが条件

補助基準額

※実費と比較して低い方を補助

代替確保期間	休業	短時間	加算
7日以上 14日未満	20万円	6万円	加算①② いずれも 10万円
14日以上 1か月未満	35万円	10.5万円	
1か月以上 2か月未満	65万円	19.5万円	
2か月以上 3か月未満	100万円	30万円	
6か月以上	230万円	69万円	

■ 代替職員の雇用期間別の支給額（万円）
* 介護休業の場合



介護・障害福祉サービス等事業所における育児・介護休業等両立支援事業について

訪問看護ステーション代替職員確保支援事業との比較

	介護・障害福祉サービス等事業所における育児・介護休業等両立支援事業	訪問看護ステーション代替職員（産休等）確保支援事業
対象施設	介護・障害福祉サービス等事業所 （中小法人が運営するものに限る） ※国の両立支援等助成金の申請が前提	訪問看護ステーション （常勤換算で2.5以上かつ7未満の人員を配置する施設）
要件（休業の種類）		産前産後休暇
	育児休業	育児休業
	育児短時間	
	介護休業	介護休業
	介護短時間	
支援内容	休業職員の業務を代替する職員の雇用経費	休業職員の業務を代替する職員の雇用経費
	周囲の職員への業務代替手当支給経費	
	その他加算	

※どの事業を活用するかは事業者判断であるが、同一経費に対する併給は不可。

地域における在宅療養体制の確保

【区市町村等への支援】

■**区市町村在宅療養推進事業<拡充>【557,263千円】** <補助率:10/10> ※4年目以降:1/2
地域における在宅療養体制の構築を図るため、区市町村が実施する以下の取組を支援

- 在宅医療と介護の提供体制の充実に向けた先駆的な取組への支援
 <例>病院救急車等を活用した搬送体制の確保、看取りに関する講演会やDVDによる普及啓発 等
- 切れ目のない在宅医療提供体制の構築や医療・介護関係者等への情報共有に対する支援
 <例>・24時間の診療体制の確保、後方支援病床の確保、ICTを活用した情報共有・多職種連携
- 小児等在宅医療推進事業
- 在宅療養患者家族支援事業
 <例>家族が行っているケアを代行する看護師等の派遣、仕事とケアの両立に向けた取組 等
- 24時間診療体制推進事業<新規>**
 <例>地域のかかりつけ医が連携した24時間診療体制の確保、看護師等による夜間連携窓口の設置 等
- 在宅医療DX推進事業<新規>**
 <例>ウェアラブルデバイス等を活用した継続的な健康観察、オンライン診療に関する仕組みの構築 等

■**在宅療養環境整備支援事業**（保健医療政策区市町村包括補助（選択：提案型））<補助率：1/2>
在宅医療・介護連携推進事業の事業内容ア～ウのPDCAサイクルに沿った取組に関して、地域支援事業交付金対象経費であるが、交付金を活用せず事業を実施する区市町村への支援

■**在宅人工呼吸器使用者療養支援事業**
（保健医療政策区市町村包括補助（選択：政策誘導型）） <補助率：1/2>
自家発電装置等について、人口25,000人当たり各補助対象品目1台を給付基準とし、それらを整備するために必要な費用について補助

■**在宅療養普及事業（在宅療養体制づくり支援事業）<新規>【56,001千円（内数）】**
各区市町村における在宅療養推進の取組の底上げを図るため、在宅療養に関するダッシュボードを作成するとともに、研修会を開催

■**災害時在宅医療提供体制強化事業【28,353千円】**
訪問診療を行う医療機関における災害対応力を強化するとともに、地域BCP策定等在宅医療における災害対応体制の構築に取り組む区市町村を支援

【医療機関への支援】

■**在宅療養体制支援医療機関緊急整備事業<新規>【124,000千円】**<補助率：10/10>
在宅医療を担う人材の確保・育成など、在宅療養において積極的役割を担う医療機関が実施する取組への補助を行うことにより、地域の在宅療養体制の構築を促進

【東京都医師会・地区医師会との連携】

■**在宅療養研修事業【11,209千円】**
○多職種連携連絡会の運営 ○在宅療養推進研修（「在宅療養地域リーダー」の養成）
○病院内での理解促進研修 ○病診連携研修（相互研修） ○シンポジウムの開催

東京都在宅療養推進会議等の開催

■**東京都在宅療養推進会議等の開催**
○多職種連携ポータルサイト検討部会、ACP推進部会、**退院支援マニュアル改訂部会**等の開催
○地区医師会・区市町村在宅療養担当者連絡会の開催 等

■**広域連携支援**・東京都地域医療構想調整会議、在宅療養ワーキンググループの開催

デジタル技術を活用した情報共有の充実

■**東京都多職種連携ポータルサイトの運営【15,209千円】**
デジタル技術を活用した情報共有のための共通ポータルサイトを運営し、地域の医療・介護関係者や医療機関間の広域的な連携（情報共有）を促進し、都における在宅療養推進体制の強化を図る

在宅療養生活への円滑な移行の促進

■**入退院時連携強化事業【144,948千円】**
医療機関における入退院支援に取り組む人材の育成や入退院時における地域との連携を一層強化
○入退院時連携強化研修
入院医療機関と地域の医療・介護関係者との連携・情報共有の一層の強化に向け、実践的な研修を実施
<対象>病院、診療所、訪問看護S T、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、老健施設 等
○入退院時連携支援事業<補助率：1/2または3/4>
医療機関の入退院支援体制の充実を図るため、入退院支援に取り組む人材の配置に伴う人件費を補助
<対象>200床未満の病院
■**在宅療養研修事業<一部再掲>**
○病院内での理解促進研修 ○病診連携研修（相互研修）

医療・介護に関わる人材の確保・育成

■**在宅療養研修事業<一部再掲>**
○在宅療養推進研修（「在宅療養地域リーダー」の養成）
○病院内での理解促進研修 ○病診連携研修（相互研修） ○シンポジウムの開催

■**在宅医療参入促進事業【9,385千円】**
訪問診療等を実施していない中小病院と診療所の医師及び看護師等に対し、在宅医療に関する理解の促進を図るためのセミナー等を開催し、在宅医療への参入を促進

小児等在宅医療に対する取組

■**小児等在宅医療推進研修事業【17,220千円】**
診療所の医師や看護師向けの研修を実施することで、小児等在宅医療を担う人材を確保・育成
■**小児等在宅医療推進事業<再掲>**

ACPに関する取組

■**ACP推進事業【11,847千円】**
都民の希望する医療・ケアを受けることができるよう、ACPに関する以下の取組を実施
①都民に対する普及啓発 ②医療・介護関係者の実践力の向上
■**都民の「生きる」を最後まで支える、医療・介護職のACP実践力の育成【33,000千円】**
ACP実践に必要な情報を集約したWebサイトや、医療・介護職を対象とする協働学習の場を創り、医療・介護関係者のACP実践力の育成基盤を整備

在宅医療従事者の安全確保に関する取組

■**在宅医療現場におけるハラスメント対策事業【48,633千円】**
在宅医療の現場で医療従事者が患者やその家族から受けるハラスメントの対策に取り組み、医療従事者が安心して在宅医療に従事できるよう支援